

出 産 手 当 金 支 給 決 定 決 議						
金 額	円	取得日	年 月 日	決 議 年 月 日		
支 給 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日 日間	喪失日	年 月 日	年 月 日		
		標準報酬月額	年 月 日～ 年 月 日 千円	常務理事	事務長	担当者
			年 月 日～ 千円			

## 出 産 手 当 金 請 求 書

平成 年 月 日提出

被 保 険 者 記 入 欄	被保険者証記号一番号	—	被保険者の氏名及び印	昭和 年 月 日生	
	被 保 険 者 の 住 所	(TEL )			
	事 業 所 名 称				
	出 産 の た め 休 ん だ 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	日間		
	上記の期間中に報酬(賃金)を受けたとき又は受けられるときはその額、及び期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	日分		
	振 込 先 (被 保 険 者)	金融機関名	店舗名	口座種別	口座番号
			普通預金	名義人(フリガナ)	

事 業 主 の 証 明 欄	労務に服さなかった期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	日間	出勤	有休	( )
	上記の期間中に支払う報酬関係	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	日間	日	日	日
	備 考	円 (月給・月給日給・日給・時給)				
上記のとおり相違ないことを証明します。 平成 年 月 日						
印						

医 師 の 証 明 欄	出 産 予 定 年 月 日	平成 年 月 日	出 産 予 定	単 胎 ( 児 )
	出 産 年 月 日	平成 年 月 日	出 産 予 定	多 胎 ( 児 )
	正 常 出 産 又 は 異 常 出 産 の 別	正 常 ・ 異 常	生 産 又 は 死 産 の 別	生 産 ・ 死 産 (妊 娠 月)
	上記のとおり相違ないことを証明します。 平成 年 月 日			
医 師 住 所 氏 名				印
電話番号				

※ 出産手当金は、被保険者が出産のために労務に服さなかった期間の生活の安定を図ることを目的とし、出産の日以前42日(多胎妊娠は98日)、出産の日が出産予定日より遅れた場合には出産予定日以前42日から出産の日後56日を限度として1日につき標準報酬月額額の3分の2を支給します。

ただし、労務に服さなかった期間に報酬の全部又は一部を受けるときは、その報酬額により出産手当金を調整(不支給又は減額)します。